

災害時に県が応急仮設住宅として  
借り上げ可能な<sup>\*1</sup> 民間賃貸住宅

# 大募集!!

応急仮設住宅として提供可能な住宅の事前登録に、  
ご協力をお願いします

(入居を制限するものではありません)

## 住宅要件

- ① 原則として昭和56年6月以降に建設されたもの
  - ② 家賃（月額）：9万円以内
- ※ その他の費用の金額：災害時の国との協議等により決定します

## 契約の主な 基本事項

- ① 県、被災者、貸主による定期建物賃貸借契約
- ② 契約期間：2年以内
- ③ 費用負担<sup>\*2</sup>  
県 ⇒ 家賃、共益費、敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料  
その他の契約に不可欠な費用  
被災者 ⇒ 電気・水道・ガス代、家賃に含まれない駐車場料金 等

Point!

県が家賃負担

Point!

空き住戸の活用

Point!

入居中でも登録可

## お問い合わせ先

TEL : 055-223-1730

山梨県 県土整備部 建築住宅課 企画担当

\*1 被災者が選定し、県に対し借上げの申請をした住宅について、県が入居者要件、住宅要件等を審査の上、借り上げます。

\*2 敷金は修繕に要した費用を退去後に負担します。仲介手数料は家賃0.5か月分+税です。

【注意】記載の内容は、今後の国との協議等により変更となる場合があります。

【注意】サービス付き高齢者向け住宅については、別途基準があります。